

平成30年度 公民館ふるさと教育推進事業 実施要綱

1. 事業の目的

中学校区単位の公民館等が連携して地域住民（子ども・大人）を対象としたふるさと教育を行うことで、ふるさとに愛着と誇りをもち、次世代に伝え、守っていこうとする人材を育成する。

2. 事業の内容

(1) 対象

中学校区単位の複数の公民館（公民館、コミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンター等を含む）を1つのまとまりとした地区（以下「中学校区」という。）ただし、中学校区に公民館等が1館しかない場合は、単館での応募も可。

(2) 公民館等での事業の実施

①次のいずれかの要件に該当する事業を実施する。

ア 学校のふるさと教育を発展、補完、深化させる生涯学習、社会教育事業を実施する。

イ 子どもたちに伝えたい地域のよさや体験させたいこと、考えさせたい地域課題などを検討し、それらをテーマ・題材にした事業を実施したり、学校に提案したりする。

ウ 大人が地域のよさを学んだり体験したりするふるさと教育を実施する。

②事業実施の期間

採択日～平成31年2月22日（金）

3. 採択及び助成金額の決定

(1) 選定件数 27中学校区

(2) 選定方法 提出された事業計画書及び収支予算書による審査

(3) 選定するにあたっての評価項目

①活動内容について

地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用した内容であり、より地域を愛し、ふるさとに誇りを持ち、次世代に伝え、守っていこうとする人材育成につながっているか。

②複数の公民館等の連携について

中学校区をまとまりとした複数の公民館等が連携して、合同または同様の取組を行うか情報を共有することで、対象が中学校区の児童・生徒・地域住民になっているか。

中学校区に公民館等が1館しかない場合においても、館区の児童・生徒・地域住民が対象となっているか。

③多くの地域住民を巻き込む仕掛けについて

地域住民を巻き込み、より多くの人との関わりの中で「ふるさと教育」を展開する仕掛けが講じられているか。

④事業の波及効果について

市町村の「ふるさと教育」の方針を元に事業が計画され、中学校区での取組が、他の地域への波及効果が期待できるか。

(4) 選定結果の通知 平成30年5月下旬を目途に全ての申請館に選定結果を通知する。

4. 事業に係る助成金の交付

(1) 1中学校区あたりの助成金額は20万円を上限とする。（申請金額どおりとは限らない）

(2) 助成金の対象経費

①補助対象経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

②対象経費として認められないものとして、食糧費（市町村が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費、活動に参加する人の保険料や材料費、使用料等の実費相当分とする。

5. スケジュール

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 事業計画書等の提出 | 平成30年5月8日 |
| (2) 選定結果の発表 | 平成30年5月下旬 |
| (3) 事業着手 | 決定通知以後 |
| (4) 事業報告書等の提出 | |
| ①中学校区 | 事業終了後30日以内もしくは2月28日のいずれか早い日 |
| ②市町村 | 平成31年3月8日締切 |

6. 事業の申込

- (1) 公民館等が本事業の助成を受けようとするときは、事業計画書（様式1）及び収支予算書（様式2）を市町村担当課に提出する。
- (2) 市町村担当課は、公民館等から提出された事業計画書等を島根県公民館連絡協議会（以下、本協議会とする。）に提出する。

7. 事業の報告

- (1) 助成金の交付を受けた事業実施公民館は、事業が終了した日から30日以内もしくは2月28日のいずれか早い日までに、事業報告書（様式3）、収支決算書（様式4）、関係書類及び領収書（写し）を市町村に提出する。
- (2) 市町村は、提出された事業報告書等をまとめ、3月8日までに本協議会に提出する。

8. 申込み・問い合わせ先

島根県公民館連絡協議会事務局

担当：森脇

〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁社会教育課内

TEL：0852-22-5429 FAX：0852-22-6218

Email：moriwaki-atsushi@edu.pref.shimane.jp